

座間市教育委員会 10月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 令和3年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

(2) 協議

郷土資料館整備について

(3) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 10月定例会議事運営要領

日 時	令和3年10月13日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和3年10月13日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和3年9月8日
会 議 録 署名委員	鈴木委員 北村委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	38	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	39	令和3年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領	学校教育課長

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者
1	5	郷土資料館整備について	生涯学習課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	11	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和3年10月13日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席教育委員等
9月8日	水	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
9月10日	金	第22回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
9月15日	水	全国中学校柔道大会優勝者表敬訪問(中原小学校出身、東海大学付属相模高等学校中等部3年生)	教育長
9月21日	火	第五次座間市総合計画策定本部会議	教育長
9月27日	月	市議会第3回定例会 閉会	教育長
9月28日	火	校内研究会(栗原小学校)	教育長
9月29日	水	第23回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
9月30日	木	感謝状贈呈式	教育長、教育長職務代理者
9月30日	木	委員退任式	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
10月1日	金	辞令交付式	教育長、北村委員
10月1日	金	臨時教育委員会	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
10月1日	金	教育委員会事務局職員辞令交付式	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
10月2日	土	市制施行50周年記念特別コンサート	教育長
10月7日	木	定例校長会議	教育長
10月7日	木	県央教育事務所管内教育長会議	教育長

令和 3 年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

令和 3 年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 10 月 13 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

令和 3 年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものである。

令和3年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和3年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。

1 異動の時期

採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

2 転任及び配置換

- (1) 校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。
- (3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。
- (5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。
- (6) 新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。
- (7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。
- (8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。
- (9) 本市内での小学校間における配置換については、下記の地域区分の定めにより異動希望先を申し出るものとする。

ア 地域区分

A 地域	ひばりが丘小学校	東原小学校	旭小学校
B 地域	座間小学校	入谷小学校	
C 地域	相模野小学校	相武台東小学校	相模が丘小学校
D 地域	栗原小学校	立野台小学校	中原小学校

イ 希望地域及び希望学校の記入方法

希望地域については、第1希望から第3希望までの3地域を必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記すること。なお、現任校を包含する地域を選択する場合は、第3希望として、他の学校を希望することができる。

- (10) 本市内での中学校間における配置換については、下記により異動希望先を申し出るものとする。

ア 地域区分はなく、現任校以外の5校が希望校の対象となる。

イ 第1希望から第3希望までの3校を必ず記入すること。

(11) 本市内での校種を異にする配置換希望については、前項(9)及び(10)の要領によるものとする。

(12) 上記にかかわらず、学校運営上または、行政上必要な場合は異動を行うものとする。

3 新規採用

教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 面接を行い、人物について把握すること。

イ 本人が有する免許状について確認すること。

ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4 勧奨退職

勧奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知をはかる。

5 その他

この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

協議第5号

郷土資料館整備について

郷土資料館整備について協議を求める。

令和3年10月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

協議理由

令和3年3月に提出された「郷土博物館整備に係る提言」を受けて、教育委員会の意見を取りまとめるため協議するものである。

1. 序文 (仮)

令和3年3月12日付で、教育長に宛てて、郷土資料館整備事業検討委員会より「郷土博物館整備に係る提言（以下「提言書」と言う。）」の提出があった。この提言書は、博物館施設整備に係る基本的・一般的な事項を総括したものである。

教育委員会では、令和3年6月定例教育委員会より協議を重ね、教育委員会としての意見と合わせて提言書を市長部局へ提出する準備をしてきた。ここに提出する意見書は、その成果である。提言書と合わせて、博物館施設整備を推進する礎としていただきたい。

2. 常設展示について

提言書では、展示物として活用可能な資料や文化財についてまとめているが、ここでは、座間地域の歴史がより魅力的に発信する展示の方針を次のように示すものである。

常設展示とは、会期等の期限がなくいつでも見学できる展示で、博物館のメッセージを常に発信することができる場である。この展示においては、個々の展示物やエピソードの羅列ではなく、それらを関連付け、流れを追うようなストーリー性をもたせることで、見る人の感動を呼び起こし、より強い印象を与えることができる。

このような展示全体のイメージを表したのが、資料1「常設展示イメージ図」である。座間の発展が、古くは相模川によって形成された沖積平野から始まり、近代に入って相模野台地上へと移っていくストーリーを大きくとらえることができる。また、年代・テーマによって、三つのストーリーに区切っており、「常設展示ストーリー相関図」では、各ストーリーの構造について図示した。個々の展示が持つストーリーを知ること、郷土の歴史全体への理解が深まるのである。

なお、「ストーリー2」で展示する「郷土の先人たち」は市内小中学校で用いられる副読本でも取り扱われており、博物館の展示も併せて活用することで、学習効果の向上が期待できる。また、困難な時代に郷土座間をより良くしようと活動した先人たちや「幼年会」の志を示すことは、シビックプライドを持つ人々の姿を広く市民に伝えるものになると思われる。

3. 「1 (4) なぜ博物館が必要なのか」について

博物館設置の必要性として、郷土への愛と誇りを育む郷土学習の充実について非常に効果的であることが挙げられる。

具体的には、「常設展示について」にて述べたように、先人たちの事績や志のストーリーを常設展示することで、座間ならではの形で市民に郷土愛について伝え、また、学校教育と連携することができると期待されている。

4. 「3 (1) ア 施設の延べ床面積」について

延べ床面積として、3,300㎡が提案されているが、財政的負担が過大となる恐れがある。この規模は、半分の1,500㎡ほどにすることが現実的と思われる。なお、学芸員の調査研究スペースは、展示施設と別の場所へ設置しても運用することができる。

また、収蔵庫の面積は、現有資料と将来増加する資料を収納するものとして計算されているが、現有資料を調査・整理して、特に大きい資料などは半程度まで削減する必要がある。このことによつて、必要となる収蔵庫の面積を削減し、施設の規模を小規模にまとめることが可能となる。資料の廃棄については慎重に判断するべきであるが、廃棄基準を整備し、学芸員資格のある者が選別することで実施可能であると考えられる。

5. 「3 (2) ア 学芸員の配置」について

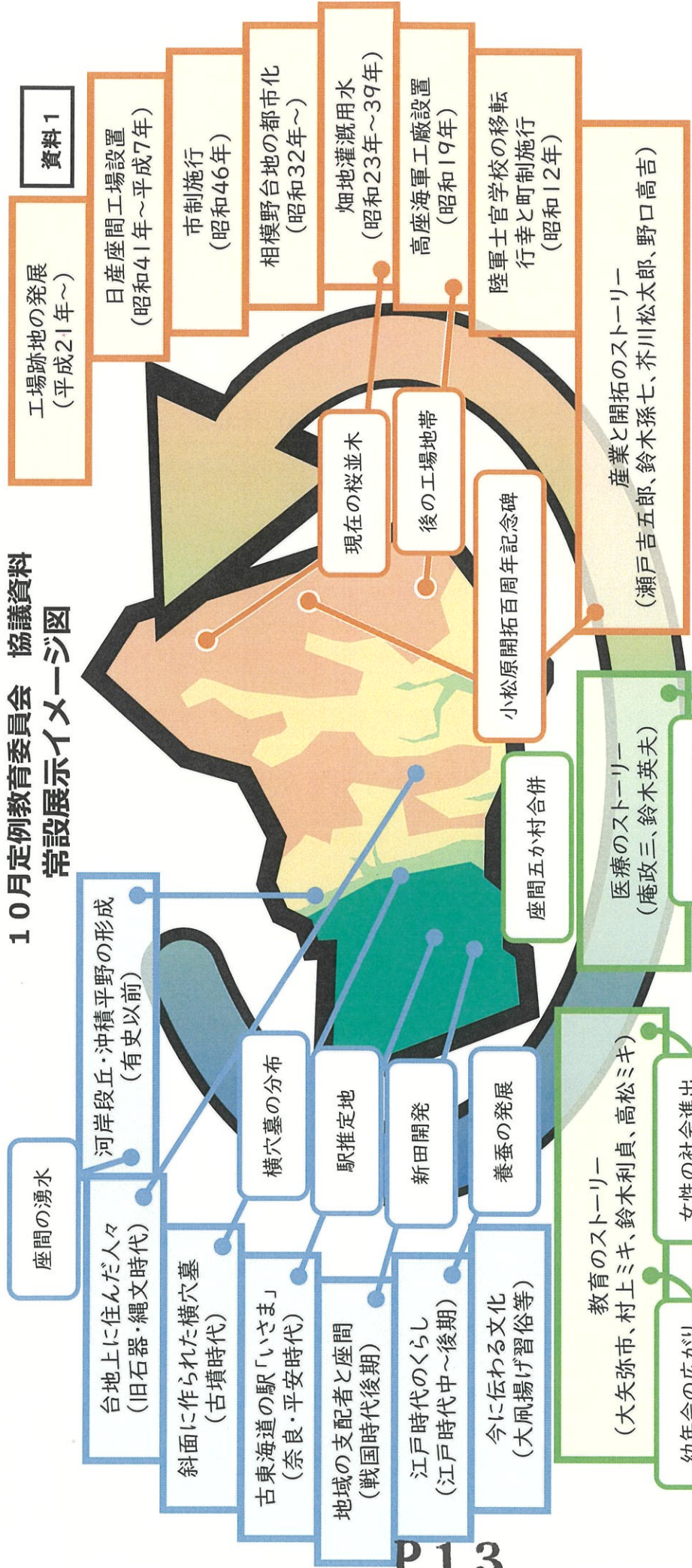
「4 (6) ボランティアの導入」にあるようにボランティアを活用することで、学芸員の人数を抑えるのがよいと思われる。

なお、ボランティアの候補としては、元教員や研究者、その他の専門的知識をもつ市民や、公民館等を拠点とし郷土の歴史を研究しているグループ、ガイドボランティア団体との連携が考えられる。

6. 「3 (4) 建設費」について

公共施設再整備の取組の中で活用可能となる空き施設の再利用や統合への参加、あるいは公園・複合施設等の他施設に併設するなどして、建設費を抑えるべきであると思われる。

10月定例教育委員会 協議資料 常設展示イメージ図



ストーリー1 「いさまの古い街並み」

豊富な湧水や大鳳揚げで知られる座間。考古学遺跡や戦国大名の支配をキーワードに村の成り立ちを解説します。座間の語源といわれる「夷参駅(いさまのうまや)」の謎にも迫ります。

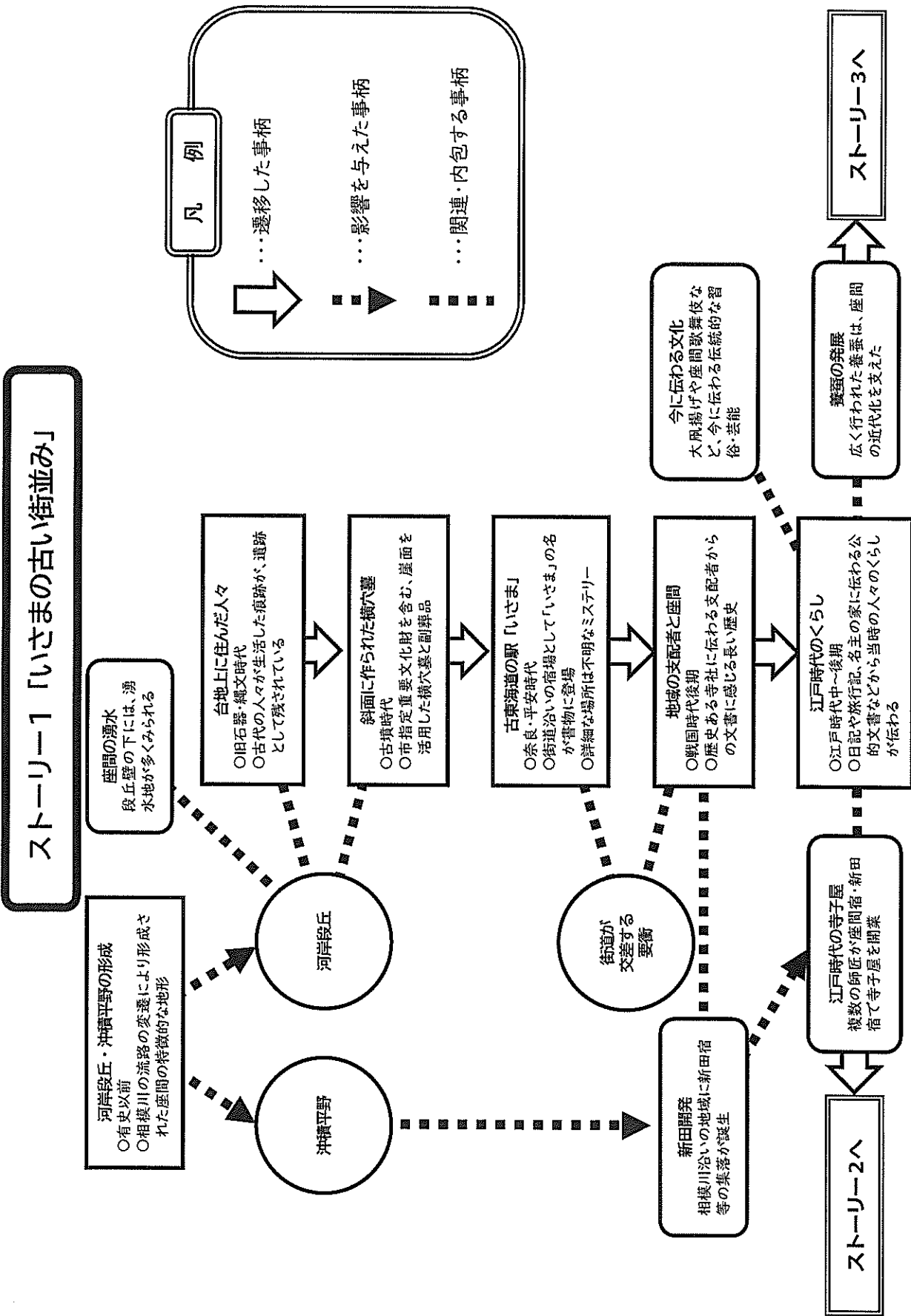
ストーリー2 「郷土の先人たち」

教育の町として知られた明治～昭和の座間は、多くの傑出した人物を輩出しました。博物館では、幼年会を創設した鈴木利貞や市井の聖医 庵政三らのエピソードを常設展示します。

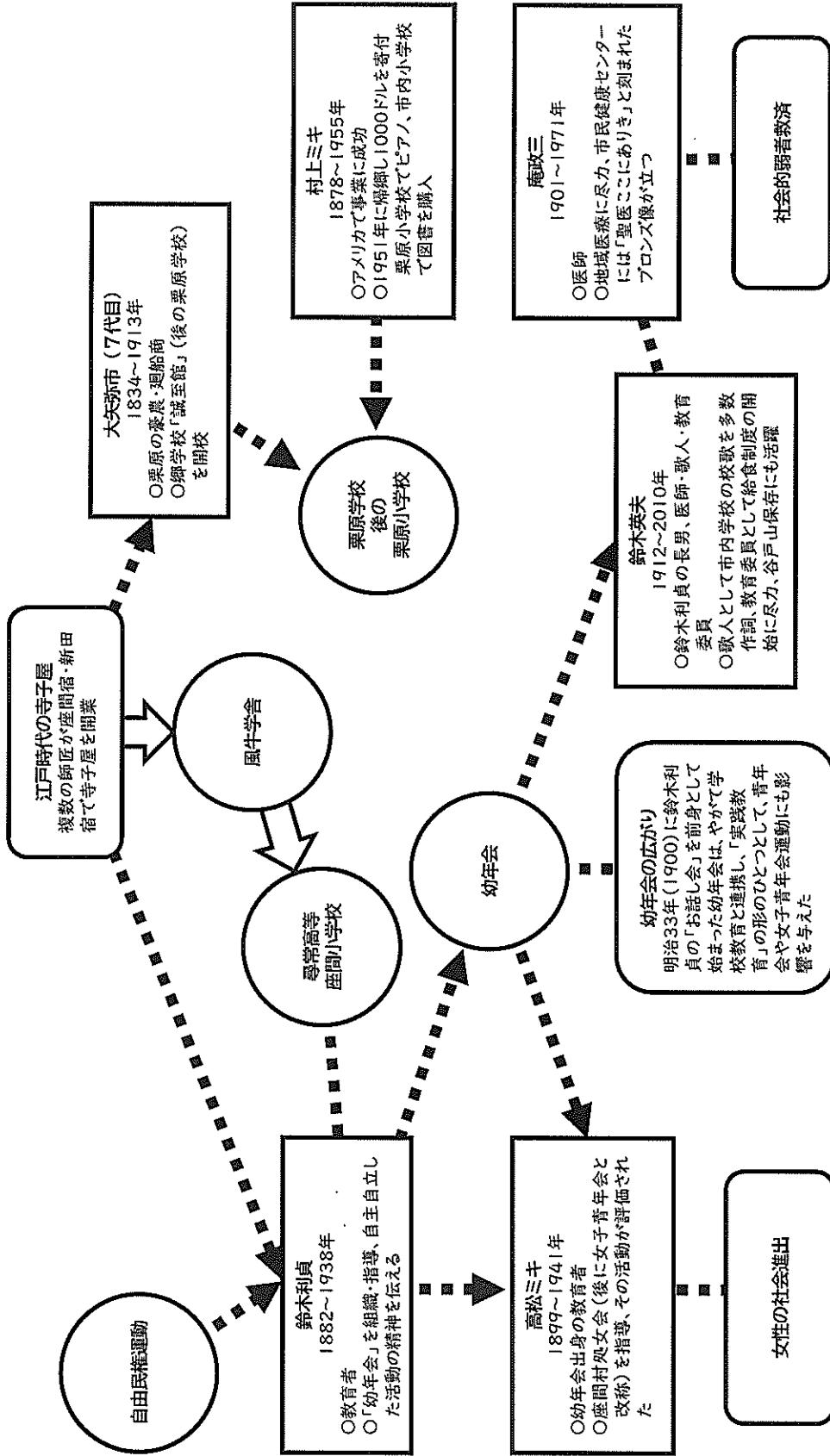
ストーリー3 「相模野台地の発展」

相模が丘、広野台、ひばりが丘、小松原、東原、さがみ野の地域は、戦中から戦後にかけて一大発展を遂げました。「雷電」を作った海軍工廠や日産座間工場だけでなく、畑灌漑に残る桜並木に係る市民の皆さんの取り組みを紹介します。

常設展示ストーリー-相関図



ストーリー2 「郷士の先人たち」



ストーリー3 「相模野台地の発展」

